

核ゴミ拒否条例広がる

「処分場の適地」公表後 5自治体

原発にたまり続ける使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物などの行き場が定まらない中、中間貯蔵施設や最終処分場の候補地となるのをあらかじめ拒否したり、放射性廃棄物の持ち込みを規制したりする条例が、全国22自治体で施行されている。特に経済産業省が最終処分場の適地を色分けした「科学的特性マップ」を昨年7月に公表してから警戒感が広がり、5自治体が制定した。

▼3面II地域事情も反映

朝日新聞が調べたところ、1991年以降、少なくとも北海道と全国25市町村の計26自治体が制定。4町は合併で失効し、現在22自治体で施行されている。

背景には、電力事業者が原発から出る使用済み核燃料の中間貯蔵施設の候補地

探しを、国がガラスで固化した高レベル放射性廃棄物を地下300メートルに「地層処分」する最終処分場の候補地探しを、本格化させている事情がある。

濃緑色の土地がある自治体を中心に「最終処分場の候補地にされるのではないかと警戒感が広がり、鹿児島県の大和村、東串良町、肝付町が昨秋から今春に拒否条例を相次いで制定。北海道でも美瑛町が今年4月、浦河町が6月に制定した。

以内で輸送面でも地質でも適していれば濃緑色(約900自治体)、地質が適していれば薄緑色(約900自治体)、地質が適さなければオレンジ色(約1千自治体)、資源掘削の可能性があつて適さなければ銀色(約300自治体)の4色に区分した。

現在、全国最多の11市町村が施行している鹿児島県では2000～01年、中間貯蔵施設が誘致されるとの懸念が広がり、6市町村(屋久町と上屋久町は合併で屋久島町になり失効)が制定。05～15年にも4町村でできた。屋久島町もあらためて9月議会に条例案を提出する予定だ。

- ◆北海道(2000)
- ◆幌延町(00)
- ◆美瑛町(18)
- ◆浦河町(18)
- 宮城県
- ◆大郷町(08)
- ◆加美町(14)
- 栃木県
- ◆塩谷町(14)
- 岐阜県
- ◆土岐市(1999)
- 京都府
- ◆宮津市(2015)
- 鳥根県
- ◆西ノ島町(04)
- 高知県
- ◆東洋町(07)
- 鹿児島県
- ◆西之表市(00)
- ◆中種子町(00)
- ◆南種子町(01)
- ◆十島村(01)
- ◆日笠沙町(05)
- (現南さつま市)※
- ◆宇検村(07)
- ◆南大隅町(12)
- ◆錦江町(15)
- ◆大和村(17)
- ◆東串良町(17)
- ◆肝付町(18)

※日笠沙町域でのみ有効

■放射性廃棄物の拒否条例を施行している22自治体(カッコ内は施行年)

(荻原千明)

者は、説明会で「地元の知事や市町村長が反対している場合は次に進まない」と強調。自治体の意向を尊重する姿勢を示す。